

米国特許商標局

特許公判審判部の面前で

アクルックス DDS PTY 社及びアクルックス社
申立人、

対

科研製薬株式会社、及び
バリアント製薬インターナショナル社
特許権者及び実施権者

件: IPR2017-00190
米国特許第 7,214,506

宮川基則の証拠物件に関する宣言書

私、宮川基則は、下記をここに宣言する：

1. 私は、科研製薬株式会社（「科研」）により雇われている。現在の地位は科研の医薬事業開発部 国際業務推進グループマネージャーであり、1996 年以来私は科研に勤務してきました。本宣言書で述べられている事柄に付き私は自分自身の知識を有しており、証人としての出頭が命じられた場合には、ここで宣言していることと同様に証言いたします。
2. 私は、本件でイグジビット第 2095 として提出されたと理解している書類の保管担当者です。イグジビット第 2095 は 2014 年から 2017 年の期間に亘る販売データーを示す集計表である。私は、IMS Health のデーターベース（添付イグジビット第 2110）から購読を通じて 2017 年と 2016 年に供給されたデーターから科研での職務遂行の一環として、集計表を作成しました。そのデーターベースは業界の者が製薬の売り上げをフォローする為に通例的に頼っているものである。私は、また、この種の書類に関わる科研での作成と保管に関する記録保管の慣習については、馴染みを有しています。その様な IMS Health からのデーター入手し、評価し、イグジビット第 2095 の様な集計表を社内用に起こすことは慣習であり、私の科研での通常の職務の一部でした。
3. イグジビット第 2095 は科研のファイル内の集計表の正確且つ完全な写しであることをここで私は証明する。
4. 更に、イグジビット第 2095 で重複されている記録は下記の通りであることをここで証明する。

- (A) これはここで記載されている事柄の当時若しくはその頃に私により作成されたものであることとこれらに付いて私は知識を有する事柄であり、
- (B) これは私が処方に関する情報を集め、共有する商業的サービスを提供する、その様な事柄に関して知識を有する IMS Health から入手した情報を基にして作成されたものであり、及び
- (C) 科研の為の私が行っていた通常の業務の一環として保管されていたものであること。

こここの全ての発言は、私が自分自身が知ることに基づく真実であり、全ての情報と信念に基づいて行われる発言は真実であると信じるものであり、更に、発言等は、意図的な偽りの発言等などの様なものは合衆国法律集第 18 編の第 1001 条上、罰金若しくは懲役、又は罰金と懲役の両者罰せられることがあり得ることを承知した上でここに私は宣言する。

DATE: 8, 22, 2017

By: 宮川 勝則
Motonori Miyakawa